

日田市児童手当等事務処理規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

児童手当法施行規則の一部改正に伴い、所要の措置を講ずる必要があること。

2. 内容

(1) 児童手当法施行規則の改正に伴う現況届の省略への対応

現況届の一律の提出義務を見直し、市が届出により届けられるべき内容を公簿等によって確認することができるときは、現況届を省略可とする規定を設けること。

(2) 児童手当町村事務処理ガイドラインに準じた対応

電子計算機等による記録が可能になったことから、第3条(備え付けるべき帳簿等)と第22条(帳簿等の保存期間)の文言の統一化を図るため、「児童手当市町村事務処理ガイドライン」に準じた規定に改めること。

3. 施行の時期

令和4年6月1日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に規定する上位法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であるため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。